

# 予防接種で獲得していた免疫が、消失または低下する医療行為を受けた方へ

都城市では、定期及び任意予防接種を受けた後に小児がん等の治療のために造血細胞移植等の医療行為を受け、その後、予防接種で獲得していた免疫が低下または消失したことから、医師が必要と認めた予防接種を再度受ける児童等を対象に、感染症予防と子育て支援を目的に、再接種に要した費用の一部助成を行う事業を始めました（詳細は、裏面をご覧ください）。

## 利用の流れ



## 利用を希望される時は

**まず、お電話ください。申請受付は都城市保健センター窓口のみです。**

①電話を頂いた後、所定の申請様式をお渡しします。申請様式の中には、主治医に作成いただくことが必要な書類もありますので御了承ください。

②申請時は、作成した申請書類と母子健康手帳（患者手帳やお薬手帳などの予防接種記録が書かれている書類をお持ちの場合は一緒にお持ちください）、申請者及び対象となるお子さんの身分証明書（マイナンバーカード、健康保険証など）をそろえて、都城市保健センター窓口へおいでください。

## 利用時の主な注意点

○助成対象予防接種と回数は、医療行為を受ける前に受けた定期予防接種または任意予防接種の記録に基づき、決定します。母子健康手帳を紛失されている方は、母子健康手帳と予防接種記録の両方の再交付を申請ください。また、任意予防接種を受けた記録を紛失されている方は、実施医療機関へ予防接種記録の再交付を依頼ください。

○お子様の体調の安全のため、必ず主治医に相談の上、予防接種の実施について計画してください。その際は、実施場所も併せて御確認ください。

【問い合わせ先】 都城市保健センター  
〒885-0017 都城市中町 17 街区 19 号 中心市街地中核施設 mallmall(まるまる) 2階  
電話 0986-36-5661  
E-mail : mj-hoken@city.miyakonojo.miyazaki.jp

## 制度の詳細

### ① 対象者

都城市に居住する人で、「対象となる医療行為」を受けた後に任意予防接種を受ける、初回接種日が20歳未満の人です。

ただし、

- ・定期予防接種の対象者である場合
  - ・医学研究等に参加するため予防接種費を保護者が負担することがない場合
- などは、本事業の対象者になりません。

#### ? 対象となる医療行為とは？

造血細胞移植や臓器移植、放射線治療、抗ガン剤治療など、免疫の低下や消失を引き起こす治療のことです。

### ② 助成対象となる予防接種

次のア～ウの全てに該当する予防接種が、助成対象となります。

ア 「対象となる医療行為」を受ける前に受けた、定期予防接種及び任意予防接種のうち、医師から再接種の必要性が認められた予防接種

イ こどもを対象として行われる定期予防接種のうち、ロタウイルス感染症予防接種を除いた予防接種。

(接種済みの定期予防接種及び任意予防接種のうち使用が終了しているワクチンがある場合は、再接種の実施日に、医師がそのワクチンと同等の効果であると認めたものは対象となります。)

ウ アとイの予防接種のうち、下記の予防接種は、年齢に制限があります。

- ・4種混合ワクチンを使う場合は、15歳まで
- ・BCG予防接種は、4歳まで
- ・Hib感染症予防接種は、10歳まで
- ・小児の肺炎球菌感染症予防接種は、6歳まで

### ③ 助成金額

市が都城市北諸県郡医師会と締結する予防接種業務委託料の金額を上限とします。

ただし、予防接種に要した費用が助成上限金額を超えた場合、超えた金額は保護者負担になります。

### ④ 助成回数

「対象となる医療行為」を受ける前に受けた、定期予防接種及び任意予防接種の接種回数分を上限とします。

元気になったら、  
また、みんなで遊ぼうね！  
まっちょるよ～！

